山梨県

再エネ設備導入 支援事業費補助金

光熱費の高騰に直面する家庭のエネルギーコストの削減を推進するため、太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援します！

補助対象者	**次のいずれも該当する個人** ❶ 山梨県内に居住する者であること ❷ 県税の滞納がない者であること ❸ 山梨県暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
補助対象事業	**補助対象設備を県内の既存住宅に導入する次に掲げる事業** ❶ 太陽光発電設備を購入により設置する事業 ❷ 既に設置された太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を購入により設置する事業 ❸ 太陽光発電設備及び当該太陽光発電と組み合わせて使用する蓄電池を購入により設置する事業
補助対象設備	**■太陽光発電設備** ❶ 未使用品であること ❷ 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること ❸ 発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの ❹ 発電出力が10kW未満であること **■蓄電池** ❶ 未使用品であること ❷ 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること ❸ 太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること ❹ 蓄電容量が4kWh以上であること ❺ 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの

補助対象経費等	■**太陽光発電設備**……1kW当たり2万円 ■**蓄電池**……1台当たり20万円（定額）
補助対象期間	令和4年9月1日以降に補助対象設備に係る契約を締結し、 令和6年2月16日までに設置を完了するもの
補助対象設備の設置場所	補助対象者が居住する山梨県内の既存住宅。 太陽光発電設備については、当該住宅の屋根上に設置する。 ただし、やむを得ない理由で当該住宅の屋根上に設置できない場合は、 知事の承認を得た上で、その敷地内に所在する建築物に設置することができる。

■募集期間

令和5年3月27日（月）10時～

令和5年11月30日（木）19時

※予算に達し次第、受付を終了します。

■書類提出先・提出方法

〒400-0058　甲府市宮原町608-1
やまなし再エネ補助金事務局

郵送又は持参

持参の場合の受付時間：10時から19時
（土日祝日含む ※12/29～1/3は除く）

■申請書類

交付申請書※1
＋
補助金交付要綱別表第３に記載の添付書類※2

※申請書、添付書類は各２部提出が必要です。

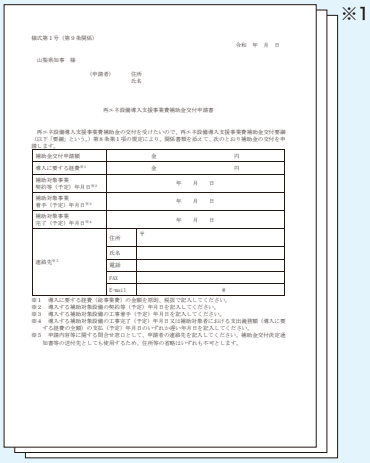

※1

※2

補助金交付申請書（様式第１号）の添付書類
（第８条関係）

01　補助対象事業等の要件の確認票
02　チェックリスト
03　住民票の写し（発行日が申請日以前３箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）
04　暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書（様式第１号の２）
05　県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前３箇月以内のもの）
06　補助対象設備の導入場所の写真
07　補助対象設備の仕様書
08　補助対象事業の見積書
09　設備導入の同意書※
10　その他知事が必要と認める書類

※ 申請者と補助対象設備の導入場所の土地・建物の所有者が、異なる場合に提出すること。

本補助金の問い合わせ先

やまなし再エネ補助金事務局

TEL　055-267-8911
受付時間　10時～19時
土日・祝日を含む。※12月29日～１月３日は除く

詳細は山梨県ホームページをご覧ください。
各種様式や制度の詳細を掲載しています。

https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/syoene-saiene-shien/saieneshien.html